

平成20年度の 後期高齢者医療保険料が 6月に決定します

平成20年4月1日から、75歳以上の方と65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、後期高齢者医療制度（通称：長寿医療制度）が始まりました。

平成20年度分の『後期高齢者医療保険料』は、平成19年の所得を用いてお一人ずつ計算し6月に決定されます。決定された保険料額については、6月中旬に『保険料額決定通知書』を送付しますのでご確認ください。

通称が「長寿医療制度」に

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を『長寿医療制度』にしました。
なお、正式な名称は「後期高齢者医療制度」のまま変わりはありません。

保険料の納め方

①年金から天引きされて納める（特別徴収）

原則として、2ヵ月に一度支給される年金から、2ヵ月分の保険料が天引きされます。

②納付書や口座振替で納める

次の項目に当てはまる方は、町から送られる納付書で保険料を納めていただきます。また、口座振替で保険料を納めることもできます（口座振替を希望される方は、申請が必要です）。

- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が、年金天引きの対象となる年金の受給額の半分を超える方

4月1日から制度に加入し、すでに後期保険料が年金から天引きされている方

⇒これからも年金から天引き（特別徴収）されます。

※介護保険料が10月から特別徴収とならなくなった場合などは、年金天引きから納付書払いへと変更になります。

4月2日以降に後期高齢者医療に加入した方

⇒年金天引き（特別徴収）が始まるまでは、納付書または口座振替で保険料を納めていただきます。

⇒年金の年額が18万円に未満の方などは、特別徴収とはなりませんので納付書または口座振替で納めていただきます。

4月1日から制度に加入しているが、まだ年金天引きされていない方

- ①年金の年額が18万円未満の方
 - ②介護保険料との合計額が、特別徴収の対象となる年金受給額の半分を超える方
- ⇒納付書または口座振替で納めていただきます。

- ③被用者保険の被保険者（本人）だった方
（会社勤めをしていて、共済などの医療保険料を納めている本人だった方）
- ⇒10月に支給される年金から、特別徴収が始まります。
- ➔4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。
- ⇒上記の①・②に該当する方は、特別徴収とはなりませんので10月からも納付書または口座振替で納めていただきます。

- ④被用者保険の被扶養者だった方
（会社勤めをしている子供の医療保険《共済など》に入っていた方）
- ⇒10月に支給される年金から、特別徴収が始まります。
- ➔4月から9月まで保険料は、かかりません。
- ※被用者保険の被扶養者であった方だと確認するのに時間がかかるため、一度保険料を徴収することがありますが、確認がとれましたら保険料はお返しします。
- ⇒上記の①・②に該当する方は、特別徴収とはなりませんので納付書または口座振替で納めていただきます。

被用者保険とは？
政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。
市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

保険料の相談も受け付けています

災害などの特別な事情もなく、負担する能力があるにもかかわらず保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い保険証（短期保険証）を交付することになります。

さらに、納付相談をしないまま滞納が1年以上続いた場合は、保険証を返還してもらい、「資格証明証」を交付することになります。資格証明証で医療機関にかかるときは医療費をいったん全額自己負担してもらうことになります。

特別な事情により保険料を納めることが難しいときは、お早めに役場保健福祉課健康推進グループにご相談ください。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
役場保健福祉課健康推進グループ

☎011-290-5601

☎26-7871（内線104）